

平成 7 年 5 月 1 6 日  
長崎県警察本部訓令第12号  
最終改正 令和 3 年 3 月 16 日

## 長崎県警察術科に関する訓令

### (目的)

第 1 条 この訓令は、警察官の基礎となる柔道、剣道、逮捕術、拳銃、救急法及び体育（以下「術科」という。）の教養訓練について、必要な事項を定めることにより、警察官の気力及び体力の錬成並びに職務執行に必要な術科技能の向上を図ることを目的とする。

### (準則)

第 2 条 術科の教養訓練（以下「術科訓練」という。）は、警察教養規則（平成 12 年 国家公安委員会規則第 3 号）及び警察教養細則（平成 13 年 警察庁訓令第 4 号）によるほか、この訓令の定めるところによる。

### (術科訓練の義務)

第 3 条 警察官は、警察精神とその実力をかん養し、かつ、的確に職務を遂行できるよう、常に心身の鍛練と技能の向上に配意し、術科の錬磨に努めなければならない。

### (所属長の責務)

第 4 条 長崎県警察本部（以下「警察本部」という。）の所属長、警察学校長及び警察署長（以下「所属長」という。）は、所属警察官の術科技能の向上を図るほか、特に優秀な素質を有する者の技能の錬磨に努めなければならない。

2 所属長は、所属警察官全員に訓練の機会を与え、術科技能の修得意欲を高揚するため、配置及び勤務体制等について配意しなければならない。

### (責任者)

第 5 条 術科訓練計画の策定及び実施並びに施設、用具等の保全管理の責任者は、次の各号に掲げる所属の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 警察本部 警務部警務課長（以下「警務課長」という。）
- (2) 警察学校 警察学校長
- (3) 警察署 警察署長

### (主席師範等の設置及び任務)

第 6 条 警務部警務課に主席師範及び師範（以下「主席師範等」という。）を置く。

- 2 主席師範等は、長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する。
- 3 主席師範等は、上司の命を受け、術科技能の向上を図るための調査、研究を行うほか、術科指導員に対する指導並びに警察本部及び警察署における術科訓練の指導に当たるものとする。

(術科担当課長の指定及び任務)

第7条 警察署に術科担当課長を置く。

2 術科担当課長は、警察署長の推薦により本部長が指定する。

3 術科担当課長は、警察署長を補佐し、担当術科の訓練計画を策定するほか、術科指導員を指揮してその実施に当たるものとする。この場合において、術科担当課長は、必要により術科指導員を兼務することができる。

(術科指導員の設置及び指定)

第8条 警察本部及び警察署に術科指導員を置く。

2 警察本部の術科指導員は、原則として次に掲げる要件に該当し、優れた指導力を有する者のうちから本部長が指定する。

(1) 巡査部長以上の警察官又は同相当職以上の一般職員

(2) 柔道及び剣道については、4段以上の段位を有する者

(3) 体育については、体育技能に優れている者

3 警察署の術科指導員は、前項の要件を有する者のうち、警察署長の推薦により本部長が指定する。ただし、原則として3つ以上の術科指導を兼務することはできない。

4 逮捕術、拳銃及び救急法の術科指導員については、別に定める。

(術科指導員の任務)

第9条 警察本部の術科指導員は、主席師範等とともに、各所属の術科訓練の指導に当たる。

2 警察署の術科指導員は、術科担当課長の指揮を受け、署員の術科訓練の指導に当たる。

(術科指導員の心構え)

第10条 術科指導員は、厳正な規律と旺盛な士気を堅持するとともに、術科の技能及び指導能力の向上に努めなければならない。

(補助員の設置及び指定)

第11条 警察署に、術科指導員を補助する補助員を置く。

2 補助員は、術科(救急法を除く。)の有段者及び中級以上の優秀な技能を有する警察官のうちから警察署長が指定する。

(術科指導員及び補助員の定数)

第12条 術科指導員の定数については、次のとおりとする。

(1) 警察本部は、各術科2人とする。

(2) 警察署は、各術科1人とする。ただし、長崎警察署及び佐世保警察署の柔道及び剣道については、2人とする。

(3) 補助員の定数については、警察署ごと各術科1人とする。

(部外指導)

第13条 主席師範等及び術科指導員は、各所属長の承認を得て、青少年に対する柔道及び剣道の指導とその育成に努めなければならない。

(派遣要請)

第14条 所属長は、必要に応じて主席師範等又は警察本部の術科指導員の派遣を要請することができる。

(術科特別訓練部)

第15条 術科(救急法及び体育を除く。)に関し、それぞれ高度の技能を有する者について一層の技能向上を図るとともに、その振興を図るため、警察本部に術科特別訓練部を設置する。

なお、術科特別訓練部の編成及び運営については、別に定める。

(術科訓練日の設定)

第16条 警務課長及び警察署長は、毎月1回以上、術科訓練日を設定しなければならない。

(冬期訓練及び夏期訓練)

第17条 警務課長及び警察署長は、毎年1月から2月までの間において、原則として10日以上、冬期訓練を実施しなければならない。

2 警察学校長は、前項の冬期訓練のほか、毎年7月から9月までの間において、10日以上、夏期訓練を実施しなければならない。

(講習会等)

第18条 本部長は、術科指導員その他特に指定した者を対象として、術科に関する講習等を実施し、術科指導能力の向上を図るものとする。

(訓練及び試合)

第19条 所属長は、術科に関し部内及び部外団体と訓練及び試合を実施することができる。

(術科大会等)

第20条 警察官の士気の高揚、相互の融和団結及び術科の推進を図るため、原則として毎年1回柔道、剣道、逮捕術、拳銃大会等を開催するものとする。

(術科大会等の実施要領)

第21条 術科大会等の実施要領については、その都度、別に定める。

(報告)

第22条 警察署長は、術科担当課長、術科指導員の推薦及び補助員を指定したときは、その都度、本部長に報告しなければならない。

2 前項の規定に基づく報告は、警務課長を経由して行うものとする。

(補則)

第23条 この訓令に定めるもののほか、術科教養訓練の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成7年長崎県警察本部訓令第12号）  
この訓令は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成15年長崎県警察本部訓令第15号）  
この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年長崎県警察本部訓令第36号）  
この訓令は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成20年長崎県警察本部訓令第10号）  
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年長崎県警察本部訓令第5号）  
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和3年長崎県警察本部訓令第17号）  
この訓令は、令和3年3月19日から施行する。